

(B 類型について)

● 基準について。

(ガイドライン p.102 抜粋)

住民主体による支援（訪問型サービス B、通所型サービス B）

- ・ ボランティアによる支援については、その自主性等にかんがみ、主に補助（助成）によることを想定している。その基準においても、同様にその自主性を尊重しつつ設定することが望ましく、最低限の基準としては、「必ず遵守すべき基準」に基づき実施することを想定している。

● 市町村の負担方法について。

(ガイドライン p.93 抜粋)

住民主体の支援の場合には、補助（助成）の方法で事業実施することが通常考えられるが、当該補助（助成）の対象や額等については、立ち上げ支援や、活動場所の借り上げ費用、間接経費（光熱水費、サービスの利用調整等を行う人件費等）等、様々な経費を、市町村がその裁量により対象とすることも可能とする。運営費の一部を補助するものであるが、例えば年定額での補助といったことも考えられる。

● 利用者負担について。

(ガイドライン p.108 抜粋)

総合事業移行後のサービスは、多様化したものとなることから、訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービスの利用者負担については、市町村が、サービス内容や時間、基準等を踏まえつつ定める。

住民主体の支援等、事業への補助の形式で実施されるものは、自主的に実施されるものであることから、当該支援の提供主体が定めることも考えられる。

● 訪問型サービスのサービス内容について。

(ガイドライン案についての Q&A (9月30日版) P.17 抜粋)

問 8 総合事業の訪問型サービスにおいては、要介護者の訪問介護ではできないことになっている大掃除や家具の移動などの生活援助を実施することはできるのか。

(答) 総合事業に関しては、住民主体による支援を推進する等地域の支え合いの体制づくりを推進し、多様な主体による多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものである。

仮に、大掃除や家具の移動等のサービスが、当該目的に沿うと判断されれば、市町村は住民主体による支援（ガイドライン案で示している③訪問型サービス B を想定）を活用して実施することは可能である。

一方、現行の給付と同じスキームで行われる指定事業者を利用したサービス提供（ガイドライン案で示している①訪問介護、②訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）によるサービス提供を想定）においては、訪問介護の制度の整合性等の観点から、そのようなサービスの提供は想定していない。